

市第 101 号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更
することについての同意

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するに際し、同条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

第 1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速 1 号線
- 4 横浜市道高速 2 号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容

- 1 新設又は改築に係る工事の内容

横浜市道高速横浜環状北線（都筑区川向町から鶴見区生麦二丁目まで）に関する工事の内容 3 (6) の表橋りょう高架部分の項中「1.25」を「1.75」に、「2.00」を「2.50」に改め、トンネ

ル部分の項中「1.25」を「1.75又は2.50」に、「2.00」を「2.50又は3.25」に改め、土工（掘割）部分の項中「1.25」を「1.75」に、「2.00」を「2.50」に改める。

2 料金の額及びその徴収期間

料金の額及びその徴収期間 1 (3)中「地方消費税相当額」を「地方消費税額に相当する額」に改め、次のただし書を加える。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

料金の額及びその徴収期間 2 (1)（注） 2 中「平成26年」を「平成28年」に改める。

料金の額及びその徴収期間 2 (3)中「地方消費税相当額」を「地方消費税額に相当する額」に改め、次のただし書を加える。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

料金の額及びその徴収期間 3 (1)ア(ウ)を削る。

料金の額及びその徴収期間 3 (1)イ(ア)中「E T Cシステム利用規程（平成20年12月 1 日）」を「E T Cシステム利用規程（平成24年12月 6 日）」に改める。

料金の額及びその徴収期間 3 (1)ウ(イ)の表を次のように改める

。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成28年 3月31日まで	平成28年 4月 1 日以降
神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市	12.0km 超 18.0km 以下	428.57 円	428.57 円
	18.0km 超 24.0km 以下	619.04 円	619.04 円

道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（東扇島出入口を除く。）から川崎市道高速縦貫線のうち川崎市川崎区浮島町（川崎浮島ジャンクション）まで	24.0km 超	809.52 円	809.52 円
川崎市道高速縦貫線のうち川崎市川崎区大師河原 1 丁目又は川崎市川崎区殿町 3 丁目（大師出入口又は殿町出入口）から神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（川崎浮島ジャンクション（一般国道 409 号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。）を除く。）まで	12.0km 超 18.0km 以下	428.57 円	428.57 円
	18.0km 超 24.0km 以下	619.04 円	619.04 円
	24.0km 超	809.52 円	809.52 円
神奈川県道高速湾岸のうち川崎市川崎区東扇島（東扇島出入口）から神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（川崎浮島ジャンクションを除く。）まで	6.0km 超 12.0km 以下	238.09 円	238.09 円
	12.0km 超 18.0km 以下	428.57 円	428.57 円
	18.0km 超 24.0km 以下	619.04 円	619.04 円
	24.0km 超	809.52 円	809.52 円
神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（東扇島出入口を除く。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港 3 丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで	6.0km 以下	142.85 円	—
	6.0km 超 12.0km 以下	171.42 円	171.42 円
	12.0km 超 18.0km 以下	200 円	200 円
	18.0km 超 24.0km 以下	228.57 円	228.57 円
	24.0km 超	257.14 円	257.14 円
神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）、横浜市道高速 1 号線	12.0km 超 18.0km 以下	133.33 円	133.33 円
	18.0km 超 24.0km 以下	152.38 円	152.38 円

、横浜市道高速 2 号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（東扇島出入口を除く。）から首都高速道路の路線における各出入口等（湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。）まで	24.0km 超	171.42 円	171.42 円
--	----------	----------	----------

料金の額及びその徴収期間 3 (1)オ(イ) a 及び(ウ)中「平成26年」を「平成28年」に改める。

料金の額及びその徴収期間 3 (1)カ(イ)中「100 円」を「95.23 円」に、「200 円」を「190.47円」に改め、同(ウ)中「平成26年」を「平成28年」に改める。

料金の額及びその徴収期間 3 (1)キ(イ)中「100 円」を「95.23 円」に、「200 円」を「190.47円」に改め、同(ウ)中「平成26年」を「平成28年」に改める。

料金の額及びその徴収期間 3 に次のように加える。

(3) 消費税等の取扱い並びに割引額又は割引後の額の単位

前記(1)アからサまでに定める割引額、割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

提 案 理 由

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により提

案する。

参 考

道路整備特別措置法（抜粋）

（高速道路の新設又は改築）

第 3 条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 6 条の規定、道路法第 12 条、第 15 条、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項本文、第 17 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 88 条第 2 項の規定又は同法第 16 条第 2 項ただし書若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づき成立した協議（同法第 16 条第 4 項又は第 19 条第 4 項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について 2 以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 高速道路の路線名
- (2) 新設又は改築に係る工事の内容
- (3) 収支予算の明細
- (4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第5項省略）

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

（第8項から第10項まで省略）

平成 25 年 10 月 9 日

横浜市

代表者 横浜市長 林 文子 殿

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 菅 原 秀 夫 (印)

「都道首都高速 1 号線等に関する事業」の変更について
(同意申請)

標記について、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、「都道首都高速 1 号線等に関する事業」のうち、貴市が道路管理者である高速道路について、別添のとおり変更したいので、同条第 7 項の規定において準用する同条第 3 項の規定に基づき、同意を求めます。

別 添

第1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速1号線
- 4 横浜市道高速2号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

第2 変更内容

2 新設又は改築に係る工事の内容

別紙—1（3）（へ）路肩の標準幅員の表橋りょう高架部分の項中「1.25」を「1.75」に、「2.00」を「2.50」に改め、トンネル部分の項中「1.25」を「1.75又は2.50」に、「2.00」を「2.50又は3.25」に改め、土工（掘割）部分の項中「1.25」を「1.75」に、「2.00」を「2.50」に改める。

3 料金の額及びその徴収期間

別紙—5〔1〕三．中「地方消費税相当額」を「地方消費税額に相当する額」に改め、次のただし書きを加える。

「ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。」

別紙—5〔2〕一．（注）B中「平成26年」を「平成28年」に改める。

別紙— 5〔2〕三. 中「地方消費税相当額」を「地方消費税額に相当する額」に改め、次のただし書きを加える。

「ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。」

別紙— 5〔3〕一. (1)(ハ)を削る。

別紙— 5〔3〕一. (2)(イ)中「ETCシステム利用規程（平成20年12月1日）」を「ETCシステム利用規程（平成24年12月6日）」に改める。

別紙— 5〔3〕一. (3)(ロ)割引率等の表を次のように改める。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成28年3月31日まで	平成28年4月1日以降
神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（東扇島出入口を除く。）から川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町（川崎浮島ジャンクション）まで。	12.0km超 18.0km以下	428.57円	428.57円
	18.0km超 24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目又は神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目（大師出入口又は殿町出入口）から神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）	12.0km超 18.0km以下	428.57円	428.57円
	18.0km超 24.0km以下	619.04円	619.04円

、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等〔川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕を除く。〕まで。	24.0km 超	809.52円	809.52円
神奈川県道高速湾岸のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島（東扇島出入口）から神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	6.0km 超 12.0km 以下	238.09円	238.09円
	12.0km 超 18.0km 以下	428.57円	428.57円
	18.0km 超 24.0km 以下	619.04円	619.04円
	24.0km 超	809.52円	809.52円
神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）、神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）、横浜市道高速1号線、横浜市道高速2号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線における各出入口等（東扇島出入口を除く。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	6.0km 以下	142.85円	—
	6.0km 超 12.0km 以下	171.42円	171.42円
	12.0km 超 18.0km 以下	200円	200円
	18.0km 超 24.0km 以下	228.57円	228.57円
	24.0km 超	257.14円	257.14円
神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴	12.0km 超 18.0km 以下	133.33円	133.33円

見区寛政町まで)、神奈川県道 高速湾岸(横浜市金沢区並木三 丁目から同市鶴見区扇島まで) 、横浜市道高速1号線、横浜市 道高速2号線、横浜市道高速湾 岸線、横浜市道高速横浜環状北 線における各出入口等(東扇島 出入口を除く。)から首都高速 道路の路線における各出入口等 (湾岸環八出入口、空港中央出 入口及び川崎浮島ジャンクショ ンを除く。)まで。	18.0km 超 24.0km 以下	152.38円	152.38円
	24.0km 超	171.42円	171.42円

別紙—5〔3〕一.(5)ロ①及びハ中「平成26年」を「平成28年」に改める。

別紙—5〔3〕一.(6)ロ中「100円」を「95.23円」に、「200円」を「190.47円」に改め、同ハ中「平成26年」を「平成28年」に改める。

別紙—5〔3〕一.(7)ロ中「100円」を「95.23円」に、「200円」を「190.47円」に改め、同ハ中「平成26年」を「平成28年」に改める。

別紙—5〔3〕二.の次に次のとおり加える。

三.消費税等の取扱い並びに割引額又は割引後の額の単位

記一.各項に定める割引額、割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

